

船舶事故調査報告書

令和元年9月18日

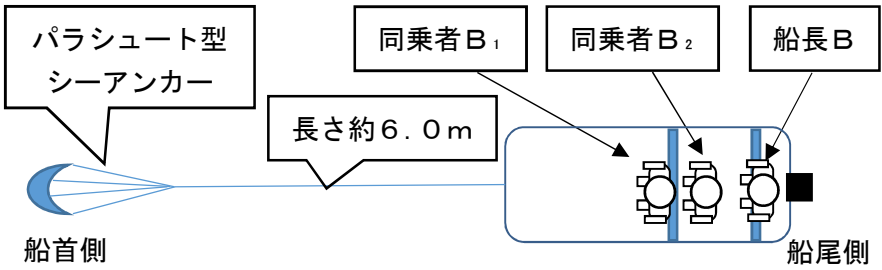
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月30日 06時32分ごろ
発生場所	静岡県沼津市大瀬崎 ^{おおせ} 東方沖 西浦港 ^{あしほ} 足保1号防波堤灯台から真方位356°840m付近 (概位 北緯35°01.6′ 東経138°50.3′)
事故の概要	遊漁船 ^{めいえい} 明栄丸は東進中、また、プレジャーボート ^{ゆうぞう} 第5優三丸は漂泊中、両船が衝突した。 第5優三丸は、船長及び同乗者1人が負傷し、船首部外板に亀裂を伴う擦過傷を生じ、また、明栄丸は船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 明栄丸、7.9トン SO2-5045（漁船登録番号）、個人所有 11.89m (Lr) × 3.18m × 1.16m、FRP ディーゼル機関、426.6kW、平成11年6月20日 第241-16758号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第5優三丸、0.3トン 241-21128静岡、個人所有 4.32m (Lr) × 1.68m × 0.49m、FRP ガソリン機関（船外機）、11.0kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年3月31日 免許証交付日 平成25年10月22日 (平成31年3月30日まで有効) B 船長B 男性 46歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成30年6月14日 免許証交付日 平成30年6月14日 (令和5年6月13日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船首部外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁を行う目的で、平成30年6月30日05時00分ごろ沼津市多比港を出港し、遊漁を行いながら、大瀬埼東方沖の釣り場に向けて移動を開始した。</p> <p>船長Aは、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛け、魚群探知機で釣り場を探しながら、約6ノットの対地速力で手動操舵により東進中、突然衝撃を感じ、船首付近にB船が見えたので、衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、A船をB船に横付けし、A船の釣り客の協力を得て船長Bと船長Bの家族2人（以下「同乗者B₁」及び「同乗者B₂」という。）をA船に移乗させた後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、船長Aが両船の浸水及び損傷状況を確認し、B船を貸し出している沼津市西浦立保所在のレンタルボート業者（以下「本件業者」という。）に本事故の発生を連絡し、B船の係留場所にB船をえい航した後、帰港した。</p> <p>B船は、船長Bが本件業者から貸し出しを受けて1人で乗り組み、同乗者B₁及び同乗者B₂の2人を乗せ、釣りを行う目的で、06時00分ごろ本件業者の係留地を出発し、06時22分ごろ大瀬埼東方沖で主機を停止し、船首からパラシュート型シーアンカーを投入して船首を西方に向け、漂流を始めた。（図1 参照）</p>
	 <p>図1 B船の同乗者の位置</p>
	<p>船長Bは、船尾部の両舷に渡した座板の中央に腰を掛け、時々周囲を見ながら下を向いて、釣り竿の仕掛けの交換を行い、同乗者B₁及び同乗者B₂は、船体中央付近にそれぞれ椅子に腰を掛けて前方や周りの景色を見ていた。</p> <p>船長Bが、ふと前方を見たところ、B船の船首方約300mのところからB船に向かって来るA船を認め、避ける様子がないので、立ち上</p>

	<p>がって、A船に向けて手を振りながら大声で呼びかけたものの、B船の船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、衝突の衝撃で船首側に転倒し、痛みを感じたので、帰宅後、病院を受診し、船長Bが左^{ろく}肋骨骨折、同乗者B₂が頸椎捻挫、右肘関節捻挫、腰椎捻挫とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船、写真4 B船の損傷状況(船首部) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、遊漁船の船長として約32年の経験があった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、大瀬埼東方沖に向かう途中、ふだんよく見掛ける2～3隻の他には小型船を見掛けなかったので、釣り場を探しながら東進中、前方に船はいないと思い、釣り場を探す際、魚群探知機の映像を見ていたので、船首方で漂泊していたB船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、B船に構造物がなく、舷側の高さも低く、見えにくかったので、B船を見落としたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>A船の釣り客2人は、船首部で腰を掛け、船尾方を向いて雑談しており、他の釣り客1人は船長の後ろで一緒に魚群探知機の映像を見ていたので、漂泊していたB船に気付かなかった。</p> <p>A船は、本事故当時、船首方に死角はなかった。</p> <p>船長Bは、平成30年6月14日に小型船舶操縦免許を取得後、約2週間であり、船外機付きのB船の操縦が初めてで、船外機の始動には慣れておらず、本事故当時、船外機を手際よく始動させていれば、衝突を避けるための措置がとれたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、過去に本件業者から、手漕ぎボートを2回レンタルしたことがあり、手漕ぎボートで漂泊しているときに接近する漁船が避けてくれた経験があった。</p> <p>B船は、有効な音響信号器具として装備品の笛1個を甲板上の物入れに備えていたが、すぐに取り出して使用できる状態ではなかった。</p> <p>船長Bは、笛をこれまで使用したことがなかったので、B船の存在を知らせる有効な音響信号として使用することを思いつかなかった。</p> <p>A船及びB船は、乗船者全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、大瀬埼東方沖を釣り場を探しながら東進中、船長Aが、大瀬埼東方沖に向かう途中に、ふだんよく見掛ける2～3隻の他には小型船を見掛けなかったので、前方に船はいないと思い、魚群探知機の映像を見ながら航行を続けたことから、船首方で漂泊中のB船に気付</p>

	<p>かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船に構造物はなく、舷側の高さが低く、B船が見えにくかったので、B船を見落とした可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、大瀬埼東方沖で漂流中、船長Bが、接近するA船に気付いた際、航行中のA船がB船を避けるものと思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大瀬埼東方沖において、A船が釣り場を探しながら東進中、B船が漂流中、船長Aが、大瀬埼東方沖に向かう途中に、ふだんよく見掛ける2～3隻の他には小型船を見掛けなかったため、前方に船はいないと思い、魚群探知機の映像を見ながら航行を続けたため、船首方で漂流中のB船に気付かず、また、船長Bが、接近するA船に気付いた際、航行中のA船がB船を避けるものと思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、釣り場を探す際、前方に船はいないと思わず、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂流中において、周囲の適切な見張りを行い、他船が自船に気付いていない可能性を考慮し、余裕のある時機に注意喚起信号を行うとともに、機関を始動して移動するなどの衝突を避けるための措置をとること。 ・ 船長は、常時、有効な音響信号を行えるよう準備しておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

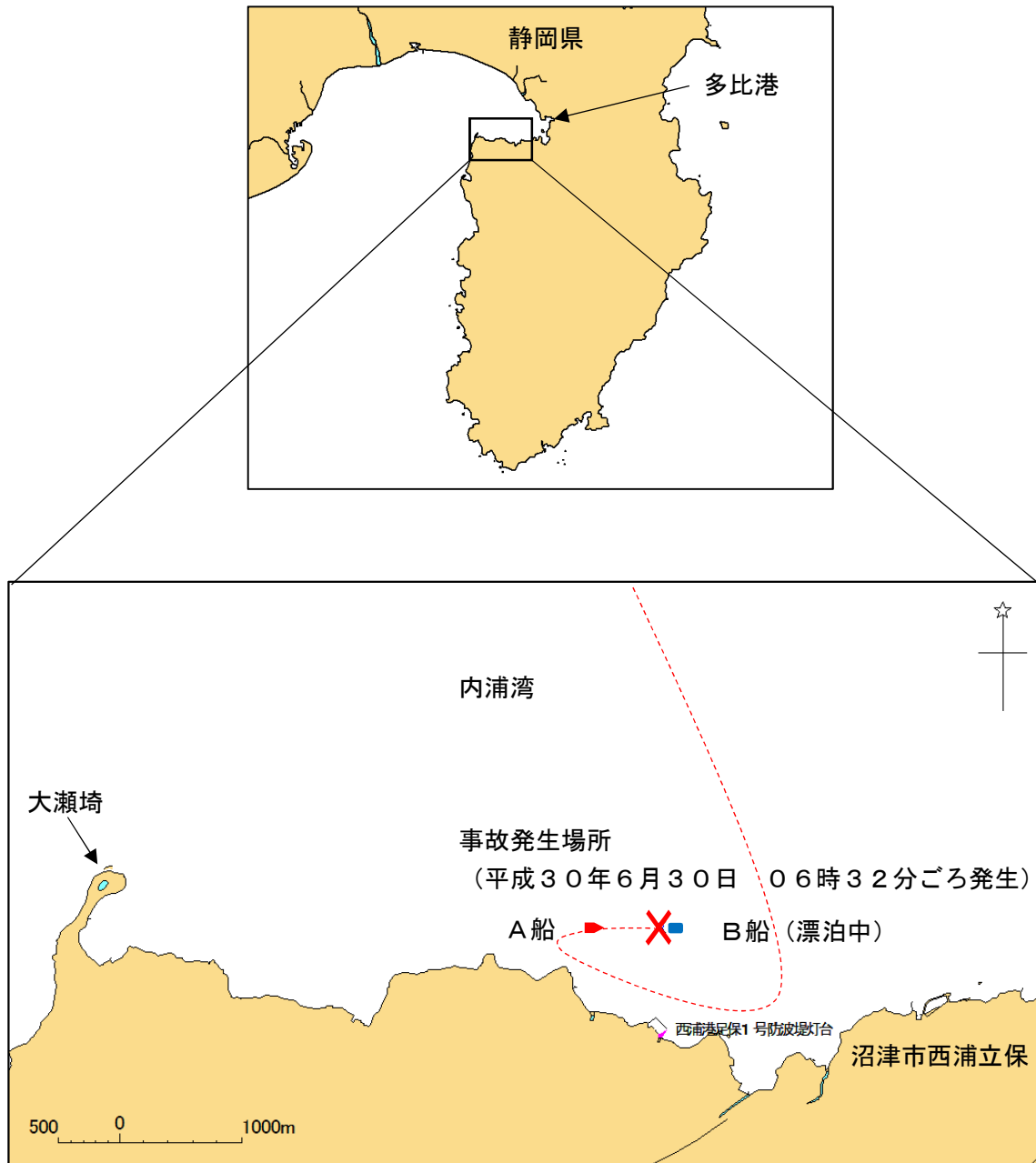


写真1 A船



写真2 A船の損傷状況



写真3 B船



写真4 B船の損傷状況（船首部）

